

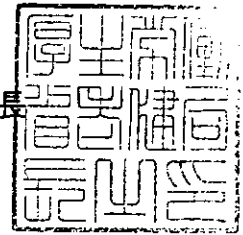


老 発 第 1 4 号

平成13年1月17日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長



「老人福祉法による養護老人ホームにおける病弱者等
介護加算制度について」の一部改正について

標記については、「老人福祉法による養護老人ホームにおける病弱者等介護加算制度
について」(平成10年8月7日老発第507号)により行われているところであるが、今般、そ
の一部を次のとおり改正し、平成12年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、管内市町村に対しては貴職からこの旨通知されたい。

1. 本通知中、「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

2. 3の(2)を次のとおり改める。

(2)夜勤介護職員加算

| 区 分 | 1施設当たり年額(円) |
|----------|-------------|
| 特別区 | 5,919,000 |
| 特甲地 | 5,815,000 |
| 支給割合改定地域 | 5,710,000 |
| 甲地 | 5,606,000 |
| 乙地 | 5,449,000 |
| 丙地 | 5,292,000 |